

高萩・北茨城広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

令和元年10月9日

条例第30号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の条例で定める契約は、北茨城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年北茨城市条例第37号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。